

# 串本町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)



平成 27 年 3 月

和歌山県 串本町

## はじめに

人口構造や世帯の変化、地域における人間関係の希薄化、さらには経済・雇用情勢などを背景に、近年では、家庭における子育て機能の低下が深刻化し、子どもを取り巻く環境は一段と厳しさを増してきています。

大都市では、人口の集中から待機児童の問題が解消できず、また、地方では一層の少子化により、施設の統廃合が必要な状況にあります。

こうしたなか、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの関連 3 法が成立し、すべての市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

串本町におきましても、平成 17 年 3 月に「串本町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に「串本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、少子化に的確に対処するための施策に鋭意取り組んできたところです。

今般、「串本町次世代育成支援行動計画」を継承する形で、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、地域の実情に応じた計画となるよう、就学前及び小学生のお子さんがおられる全世帯の家庭へアンケート調査を実施しました。

アンケート調査より、公園の整備や給食の実施等、様々なニーズの把握ができましたので本計画に盛り込み、今後の子育て支援施策に反映できるよう取り組んでまいり所存です。今後とも、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、貴重なご意見ご提言を賜りました、串本町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

串本町長 田 嶋 勝 正

# 目次

第1章 計画の策定趣旨 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
第2章 串本町を取り巻く状況 .....	3
1 人口の状況 .....	3
2 人口動態 .....	5
3 世帯・就業の状況 .....	10
4 保育所、幼稚園、小・中学校 .....	13
5 ニーズ調査結果にみる現状 .....	15
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 .....	19
1 後期計画の達成状況 .....	19
2 後期計画の検証と課題 .....	20
第4章 計画の基本的な方向性 .....	23
1 計画の基本理念 .....	23
2 計画の重点目標と基本目標 .....	24
3 計画の体系図 .....	26
第5章 施策の展開 .....	27
重点施策 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり .....	27
基本施策1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり .....	35
基本施策2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり .....	41
基本施策3 子育てと仕事を両立できる環境づくり .....	49
第6章 推進体制 .....	51
1 家庭 .....	51
2 保育所、幼稚園、学校等 .....	51
3 地域 .....	51
4 企業 .....	52
5 行政 .....	52
6 国・県との連携 .....	52
資料編 .....	53

# 第1章 計画の策定趣旨

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41と、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に生む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

串本町は、平成22年度に「串本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、地域住民の連携と協力による“温もり”のもと、すべての子ども達が心身ともに健やかに育つ環境となるように、様々な子育て支援施策を推進してきました。しかし、串本町においても少子化や世帯規模の縮小、共働き家庭等の増加に伴う保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援し、安心して子どもを産み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保しながら、子どもが育つことができる環境づくりを目的に、本計画を策定しました。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく計画として位置づけ、「串本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「串本町長期総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

									(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画策定	串本町子ども・子育て支援事業計画								
					評価・計画策定	次期計画 (平成32年度～)			

## 第2章 串本町を取り巻く状況

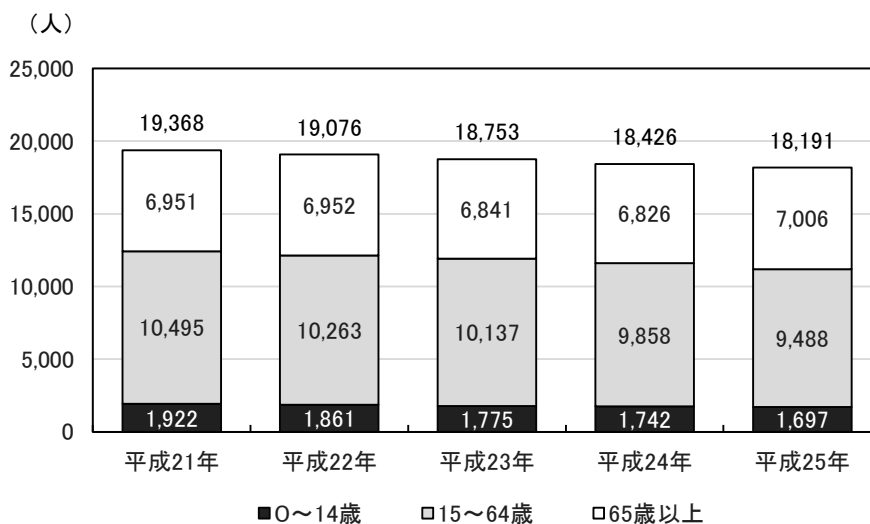
### 1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

串本町の総人口についてみると、年々減少傾向にあり、平成25年3月31日現在の人口は18,191人となっています。

年齢3区分別の人口の推移についてみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口比の推移】

(%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	9.9	9.8	9.5	9.5	9.3
15～64歳	54.2	53.8	54.1	53.5	52.2
65歳以上	35.9	36.4	36.5	37.0	38.5

(※小数第2位以下を四捨五入しているため、100.0%表示にならない場合がある)

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

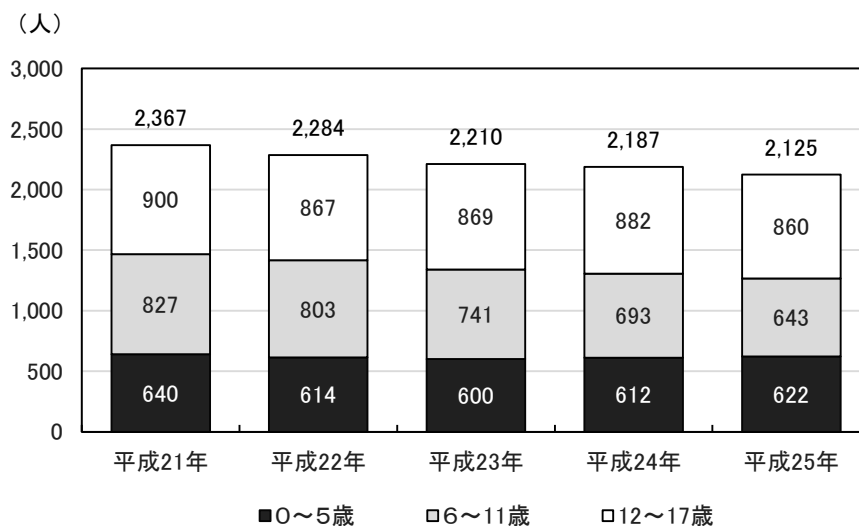
## (2) 児童人口の推移

17歳以下の人口の推移についてみると、年々減少傾向にあり、平成25年3月31日現在の人口は2,125人となっています。

年齢3区分別の人口についてみると、概ね平成23年までは人口が年々減少していますが、0～5歳については平成24年、平成25年と人口が増加しています。

また、人口比についてみると、平成21年と比べ、平成25年では6～11歳の人口比は減少していますが、0～5歳、12～17歳の人口比は増加しています。

【児童（0～17歳）人口総数と年齢3区分別児童人口の推移】



【年齢3区分別児童人口比の推移】

(%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～5歳	27.0	26.9	27.1	28.0	29.3
6～11歳	34.9	35.2	33.5	31.7	30.3
12～17歳	38.0	38.0	39.3	40.3	40.5

(※小数第2位以下を四捨五入しているため、100.0%表示にならない場合がある)

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

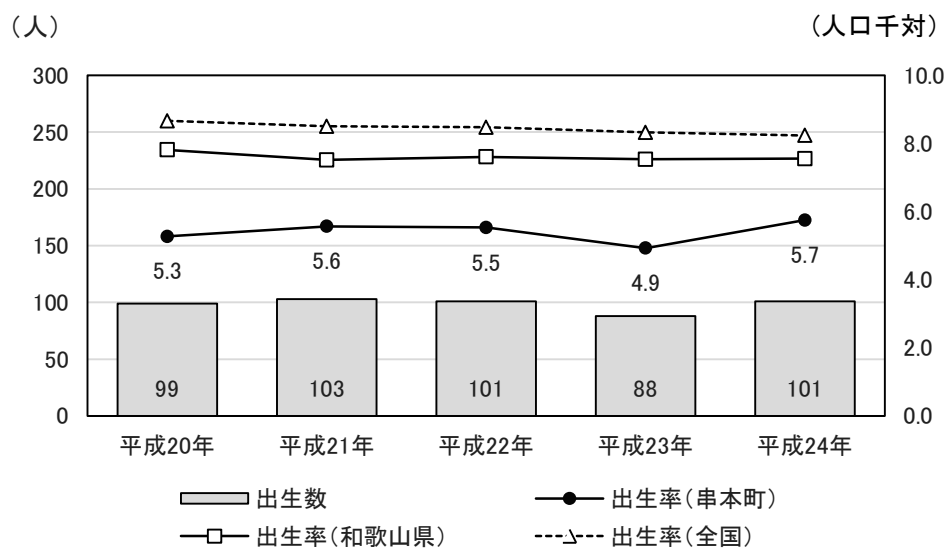
## 2 人口動態

### (1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移についてみると、平成24年の出生数は、平成20年と比較して2人増加し101人となっています。

出生率についてみると、平成24年の出生率は、平成20年と比較して0.4ポイント増加し、5.7となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、常に国・県の平均を下回る形で推移しています。

【出生数・出生率の推移】



資料：和歌山県人口動態統計

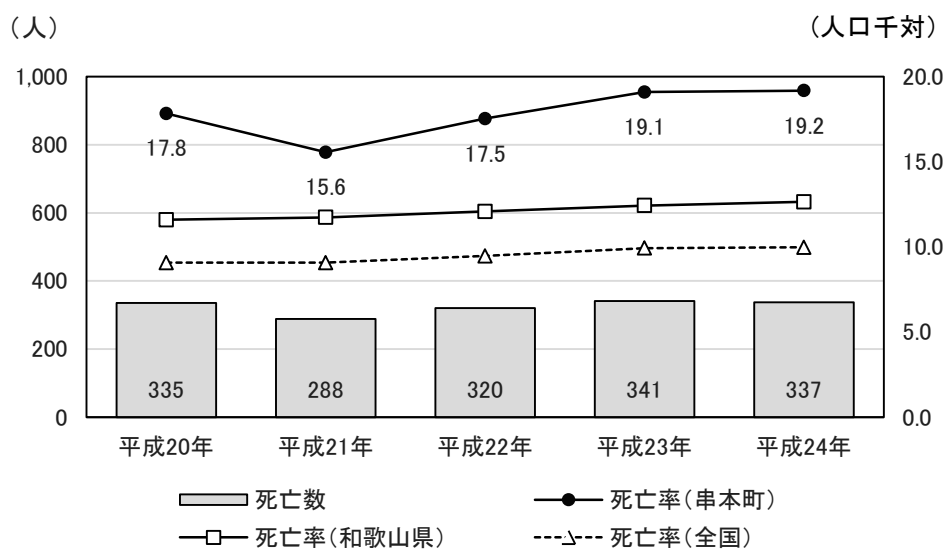


## (2) 死亡数・死亡率の推移

死亡数の推移についてみると、平成24年の死亡数は、平成20年と比較して2人増加し337人となっています。

死亡率についてみると、平成24年の死亡率は、平成20年と比較して1.4ポイント増加し、19.2となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の平均値を常に上回る形で推移しています。

【死亡数・死亡率の推移】



資料：和歌山県人口動態統計

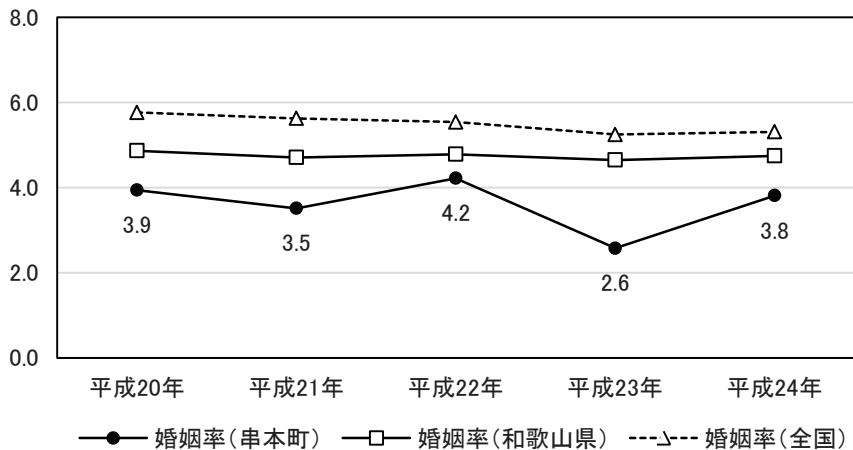
### (3) 婚姻率・離婚率の推移

婚姻率についてみると、平成24年の婚姻率は、平成20年と比較して0.1ポイント減少し3.8となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、常に国・県の平均を下回る形で推移しています。

離婚率についてみると、平成24年の離婚率は、平成20年と比較して0.4ポイント増加し2.2となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、平成23年までは国・県の平均を下回る形で推移していましたが、平成24年では、国・県の数値を上回る形で推移しています。

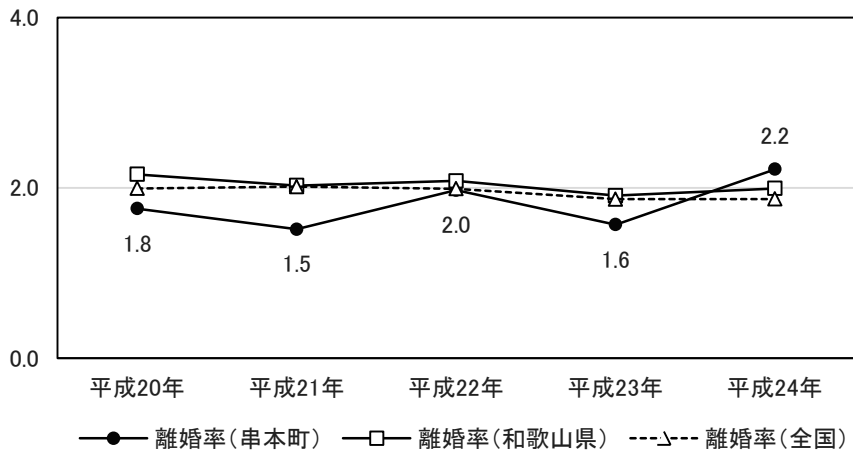
【婚姻率の推移】

(人口千対)



【離婚率の推移】

(人口千対)



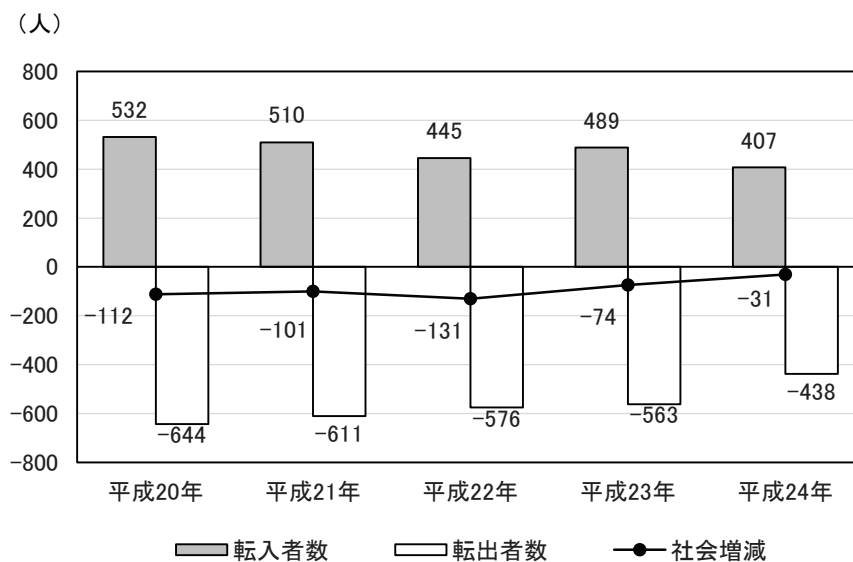
資料：和歌山県人口動態統計

#### (4) 転入者・転出者の推移

転入者・転出者の推移についてみると、転入者数については、平成20年と比較して平成24年では125人減少し、407人となっています。また、転出者数については、平成20年と比較して平成24年では206人減少し、438人となっています。

社会増減についてみると、年によって数値に開きはありますが、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態が続いています。

【転入者・転出者の推移】



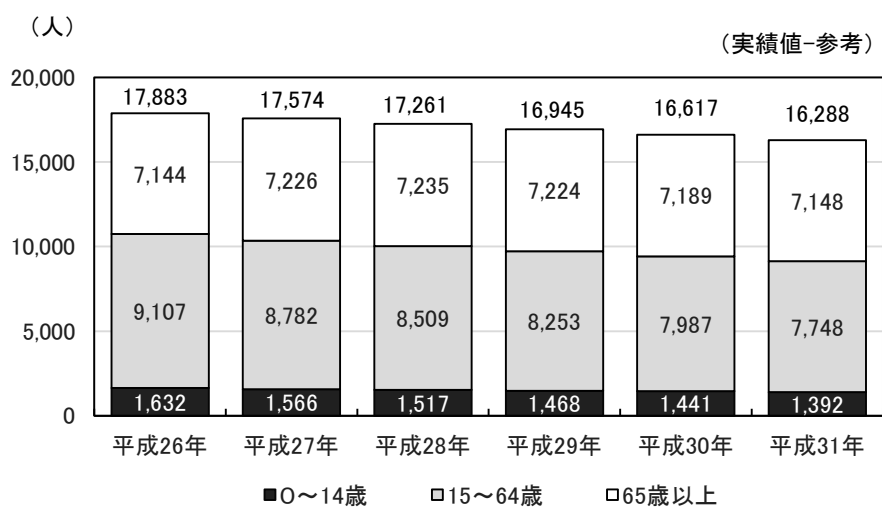
資料：串本町住民課

### (5) 推計人口の推移

住民基本台帳の実績をもとにした人口推移についてみると、計画最終年次である平成31年の推計人口は16,288人となっています。

年齢3区分別の人口比についてみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向を示している一方で、老年人口は増加傾向を示しており、串本町においては、少子高齢化が一層進行するものと考えられます。

【推計人口の推移（総人口と年齢3区分別人口）】



【年齢3区分別人口比の推移】

(%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	9.1	8.9	8.8	8.7	8.7	8.5
15～64歳	50.9	50.0	49.3	48.7	48.1	47.6
65歳以上	39.9	41.1	41.9	42.6	43.3	43.9

(※小数第2位以下を四捨五入しているため、100.0%表示にならない場合がある)

資料：住民基本台帳（平成21年～25年、各年3月31日現在）をもとに推計

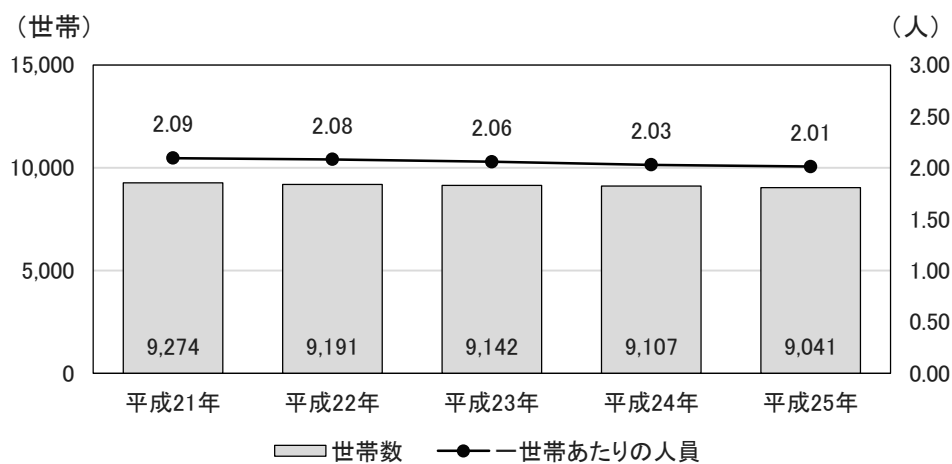
### 3 世帯・就業の状況

#### (1) 世帯数と1世帯あたりの人数

串本町の世帯の状況についてみると、世帯数については、減少傾向にあり、平成25年3月31日現在の世帯数は9,041世帯となっています。

1世帯あたりの人数も同じく減少傾向にあり、平成25年3月31日現在では、1世帯あたり2.01人となっています。

【総世帯数と1世帯あたりの人員の推移】

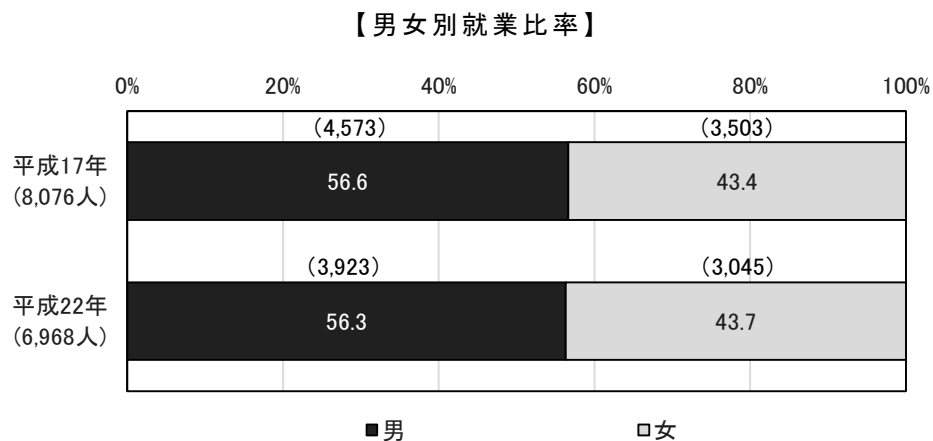
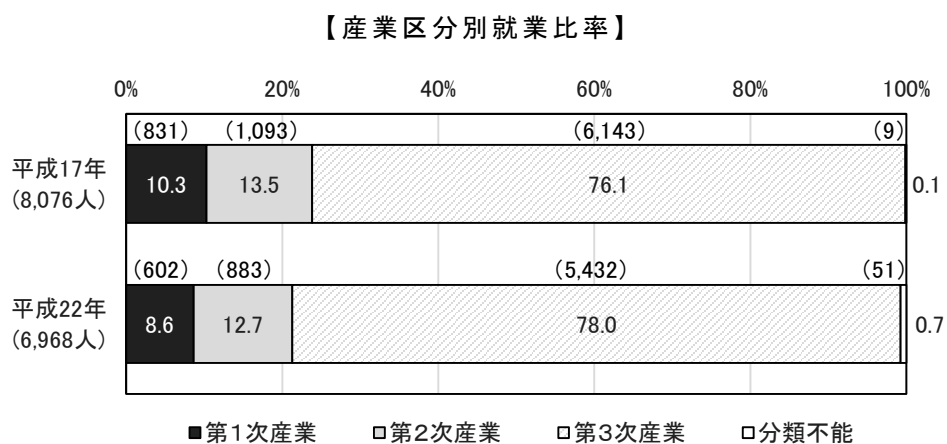


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## (2) 就業者の状況

就業者数についてみると、平成17年が8,076人、平成22年が6,968人と1,108人減少しています。産業区別の就業比率についてみると、平成17年と比較して、平成22年では、サービス業等の第3次産業の割合が高くなった一方で、第1次産業・第2次産業の割合が低くなっています。

男女別の就業比率についてみると、平成17年と比較して、平成22年では、女性の割合がわずかに高くなっています。



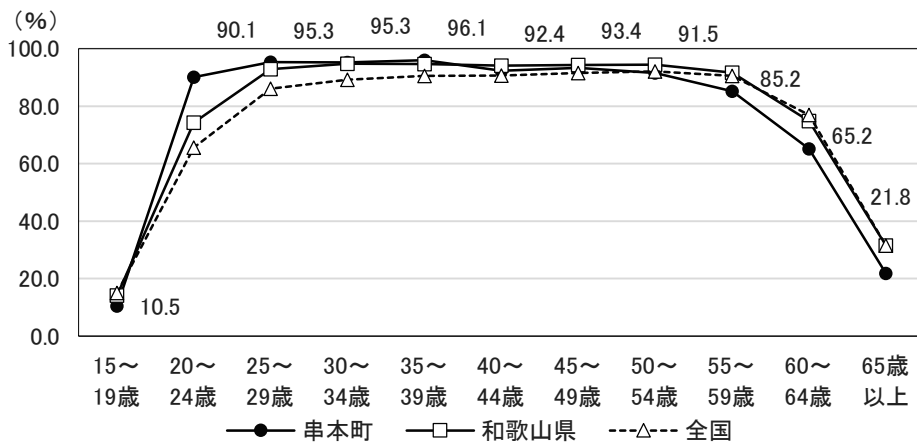
資料：国勢調査（平成22年）

### (3) 女性の年齢別就業率

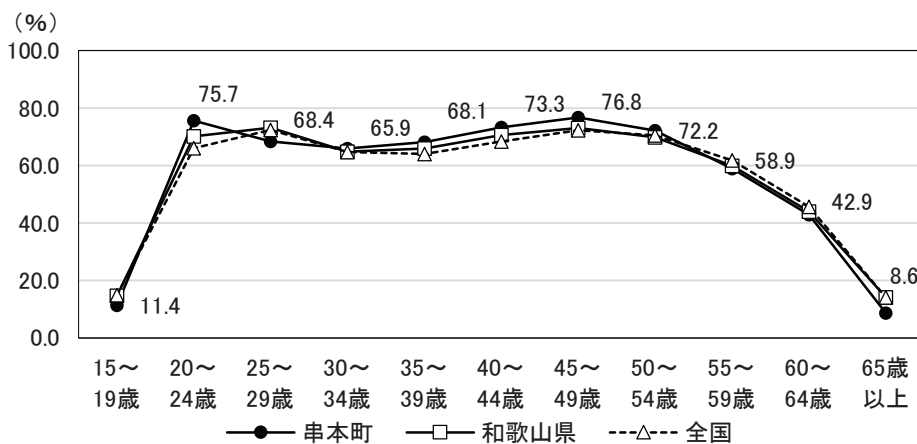
年代別就業率についてみると、概ね男女ともに50～54歳を境として、その年代より若い年代は国の平均を上回り、高齢の年代は国の平均を下回っています。

男女別にみると、男性では、20～24歳で90.1%となり、50～54歳まで90%台で推移しています。一方女性では、20～24歳では75.7%まで増加し、30～34歳では65.9%まで減少し、再び45～49歳の76.8%まで増加する「M字」型の就労状況となっています。

【男性の年齢別就業率】



【女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査（平成22年）

## 4 保育所、幼稚園、小・中学校

### (1) 保育所の状況

平成 25 年度では、串本町内に普通保育所が 3 か所【公立保育所 2 か所（串本、西向）、私立保育所 1 か所（上野山）】、へき地保育所が 3 か所（田並、大島、和深）あります。平成 22 年度末に錦富保育所、平成 23 年度末には有田保育所が閉所となり、保育所数が 8 か所から 6 か所になりました。（西向保育所は平成 25 年度末で閉所）

保育所数及び保育所年齢別入所者数の推移は、次の通りとなっています。

【保育所数及び保育所年齢別入所者数の推移】

(人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	保育所数	7	7	6	5	5
	合計	223	204	196	191	212
	0・1歳児	25	32	21	29	39
	2歳児	39	50	38	40	42
	3～5歳児	159	122	137	122	131
私立	保育所数	1	1	1	1	1
	合計	97	128	136	139	138
	0・1歳児	27	38	37	36	33
	2歳児	16	26	29	28	23
	3～5歳児	54	64	70	75	82

資料：串本町福祉課（各年 3 月 1 日）





## (2) 幼稚園の状況

平成 25 年度では、串本町内に公立幼稚園が 2 か所（串本、潮岬）あります。平成 20 年度末に西向幼稚園、平成 23 年度末に出雲幼稚園が閉園となり、幼稚園数が 4 か所から 2 か所になりました。

幼稚園数及び園児総数の推移は、次の通りとなっています。

【幼稚園数及び園児総数の推移】

(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数	3	3	3	2	2
園児総数	86	85	98	102	97
3歳児	23	31	43	25	24
4歳児	28	27	30	43	31
5歳児	35	27	25	34	42

資料：串本町教育課（各年 5 月）

## (3) 小・中学校の状況

平成 25 年度では、串本町内に小学校が 10 か所（串本、橋杭、錦富、潮岬、出雲、串本西、大島、西向、古座、田原）、中学校が 5 か所（串本、潮岬、串本西、大島、西向）あります。平成 22 年度末に養春小学校と田原中学校が閉校となり、小学校数が 11 か所から 10 か所に、中学校数が 6 か所から 5 か所になりました。（錦富小学校は平成 25 年度末で閉校）

児童生徒数及び学校数の推移は、次の通りとなっています。

【児童生徒数及び学校数の推移】

(人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	学校数	11	11	10	10	10
	児童数	820	802	744	692	636
中学校	学校数	6	6	5	5	5
	生徒数	390	373	361	366	363

資料：串本町教育課（各年 5 月）

## 5 ニーズ調査結果にみる現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや串本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

#### ②調査概要

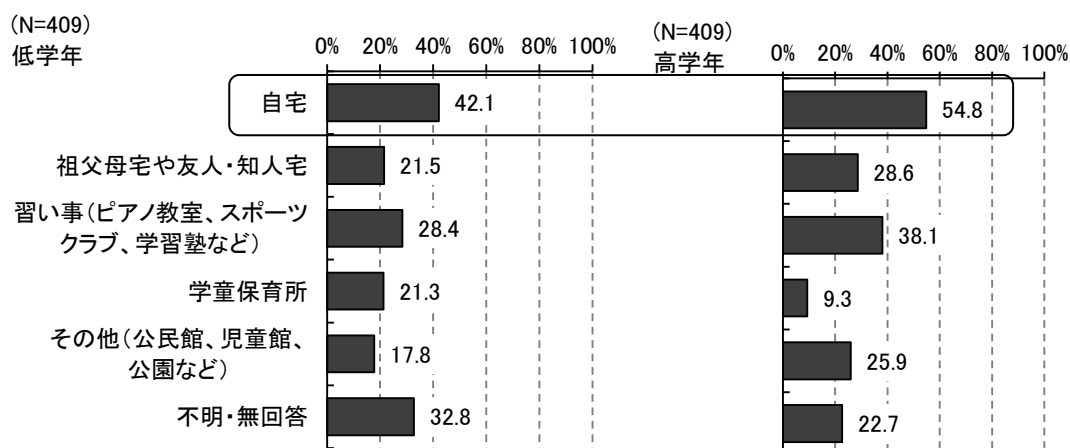
- 調査地域： 串本町全域
- 調査対象者： 串本町在住の「就学前児童」及び「小学生」がいる世帯
- 抽出方法： 住民基本台帳より、平成 25 年 10 月 1 日時点の全世帯
- 調査期間： 平成 25 年 11 月 19 日（火）～平成 25 年 12 月 11 日（水）
- 調査方法： 保育所、幼稚園、小学校を通じて配布・回収  
乳幼児の保護者は郵送配布・郵送回収

調 査 票	抽出件数	有効回収数	有効回収率
小学校就学前・小学校児童 保護者調査	816 件	637 件	78.1%

## (2) 調査結果から考察される地域課題

### ①小学生児童の放課後の過ごし方

低学年・高学年ともに「自宅」の割合が最も高くなっています。近年、社会的に問題となっているひきこもりやネットいじめ等に発展しないよう、子ども達が生き生きと活動できる環境づくりが求められます。



### ②子育ての環境や支援に関して求める事柄

子育ての環境や支援については、「遊び場（公園・児童館など）」の設置を求める声が最も高くなっています。また、教育・保育施設の充実を求める声も高くなっています。子育て環境の充実に向けて、施設や制度の更なるサービス向上が課題です。

#### ■自由回答上位 12 件

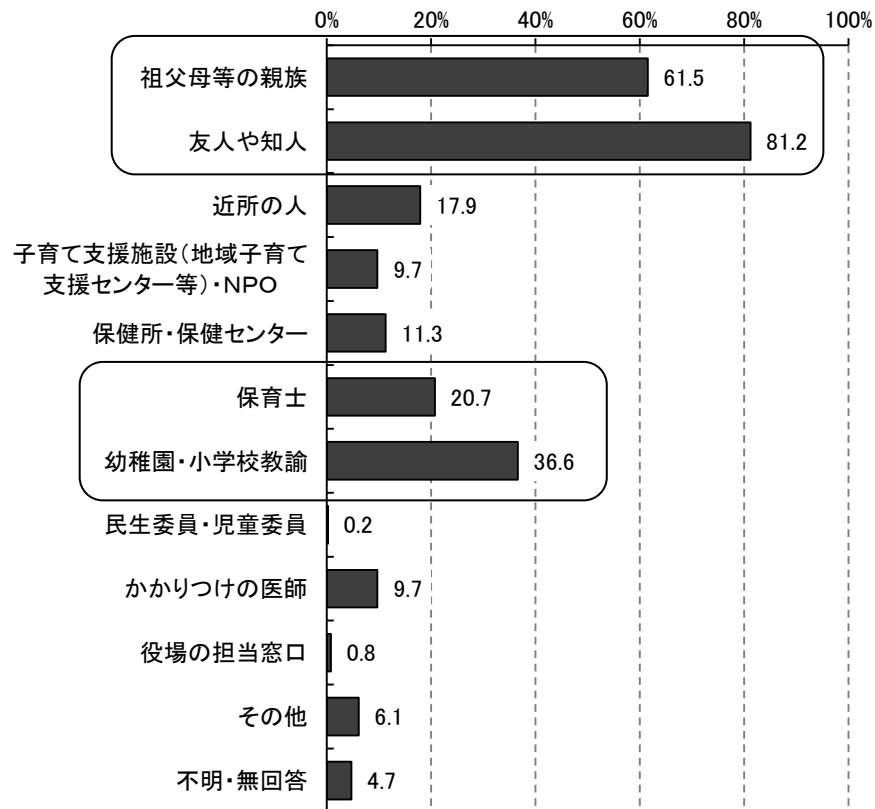
カテゴリ	件数	カテゴリ	件数
遊び場（公園・児童館など）	69	学校	15
子育て全般	36	津波対策	13
学童保育	24	療育	12
給食	22	幼稚園	11
保育所	18	地域交流	11
小児科	17	図書館	10

### ③子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、「友人や知人」が最も高く、次いで「祖父母等の親族」となっており、友人や親族等、身近な方との強いつながりがあることが伺えます。しかし、「近所の人」の割合が低く、地域の連携を強化する必要があります。

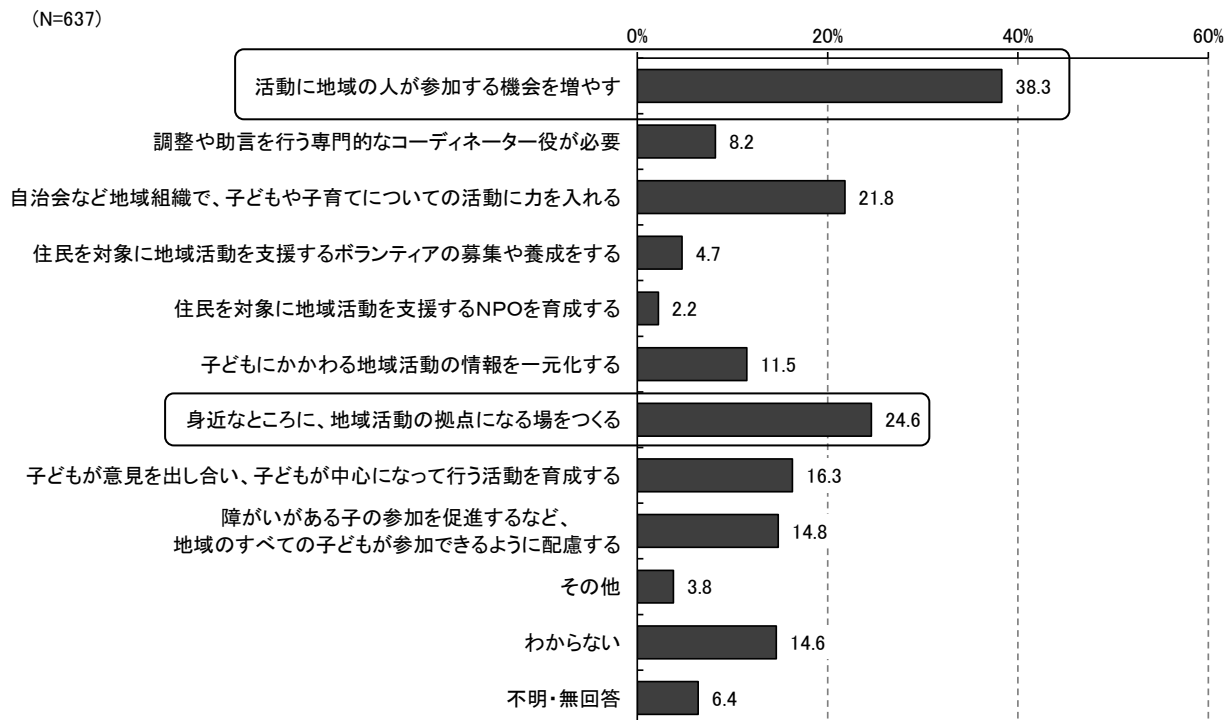
また、「幼稚園・小学校教諭」「保育士」等、教育・保育機関が情報の入手先となっており、子育て家庭における、教育・保育機関の果たす役割の重要性を示しています。そのため、教育・保育機関は、積極的な情報発信・相談業務を行う必要があります。

(N=637)



#### ④地域の子も達との交流や活動を更に活発にするために必要なこと

地域の子も達との交流や活動を活発にするために必要なことについては、「活動に地域の人に参加する機会を増やす」、「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」の意見が多く、人が集まり地域活動に参加できる場を求める声が高くなっています。このことから、地域活動の拠点となる場所の設置や、地域の保護者達を巻き込むような仕組みづくりが課題となっていることが伺えます。



## 第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価

### 1 後期計画の達成状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	平成 26 年度 【実績見込】
1) 平日日中の保育サービス			
3歳未満児 認可保育所(人)	112	112	118
3歳以上 認可保育所(人)	164	164	171
2) 延長保育事業			
実施か所数(か所)	2	2	2
利用者数(人)	23	23	23
3) 夜間保育事業			
実施か所数(か所)	—	—	—
利用者数(人)	—	—	—
4) トワイライトステイ事業			
実施か所数(か所)	—	—	—
利用者数(人)	—	—	—
5) 休日保育事業			
実施か所数(か所)	—	—	—
利用者数(人)	—	—	—
6) 病児・病後児保育事業			
実施か所数(か所)	—	—	—
利用者数(人)	—	—	—
7) 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)			
実施か所数(か所)	2	3	3
利用者数(人)	45	75	95
8) 一時預かり事業			
実施か所数(か所)	—	1	2
9) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数(か所)	1	2	2
10) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数(か所)	—	—	—
11) ショートステイ事業			
実施か所数(か所)	—	—	—

## 2 後期計画の検証と課題

### 施策の方向性 子育てを支援する仕組みづくり

評価	課題
<p><b>子育て支援センターの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○既存の支援センターについては、平成 22 年度より「ひろば型」に移行し事業の拡大を図った。</li><li>○町内の子育てサークルに対し、組織強化のための支援を行い、平成 23 年度より「ひろば型」の事業を開始した。</li></ul> <p><b>子育て情報の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○既存の子育て支援センターにおける相談業務に加え、平成 25 年度より教育委員会に子育て支援室「りぼん」を開設し、保護者が抱える養育上の様々な問題や心配ごとについての相談に対応している。</li></ul> <p><b>子育てサークル活動への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○平成 21 年 1 月に設立された子育て支援サークル「あったカフェ」は現在、ひろば型子育て支援センターとして開設されている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○認定こども園の整備にあわせて、相談業務に対応できる公設公営の支援センターの必要性がある。</li><li>○インターネットを含め、情報をよりタイムリーに提示していけるシステムづくりと、保護者が閲覧しやすい利用度の高い情報提供場所の整備が課題である。</li><li>○相談業務をより充実させるため、公設公営の支援センター開設を目指したい。</li><li>○すべての町民がそれぞれの立場で子育て支援を考え、地域ぐるみで支え合う意識や気運づくりに向けた啓発活動が必要。</li><li>○子育てサークルが発生しやすいよう、子育て支援センターの活動を充実させたり、親支援の講座等を紹介していく必要がある。</li></ul>

### 施策の方向性 健やかに生み育てる環境づくり

評価	課題
<p><b>妊婦健診と乳幼児健診</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○全 14 回の妊婦健診とその他妊娠から出産にかかる費用を助成した。</li><li>○マタニティ教室を開催し、出産にかかる知識の向上を行っている。より安全に安心して出産できるように環境整備に努めた。</li></ul> <p><b>絵本の読み聞かせ活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○3歳以上の幼児・児童を対象とした読み聞かせ会を月 1 回開催しており、子どもたちが本に親しめるような環境づくりを行った。</li></ul> <p><b>食育の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「食に関する指導計画」を作成し、教科(家庭科等)の授業や特別活動、給食等の時間において計画的に取り組んでいる。</li></ul> <p><b>相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○平成 25 年度より子育て支援室を開設し、保護者や、関係機関からの相談窓口として取り組みを進めている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○乳児家庭全戸訪問事業について、全戸を訪問するには至っていない。</li><li>○健診未受診者の把握や、未受診者へのアプローチ方法が課題である。</li><li>○年々幼児・児童数が減少しているため、より多くの子どもが参加できるよう周知の方法が課題である。</li><li>○すべての小・中学校で学校給食を実施する予定であり、給食センターと連携した「食育指導」の充実にも力を入れていきたい。</li></ul>

評価

家庭や地域の教育力の向上

- 地域共育コミュニティ等の取り組みを通し、保育所や幼稚園、小・中学校と保護者、地域の方々がともに「子ども・教育」をテーマに意見交換をしたり、ともに学ぶ機会を設けている。

魅力ある学校教育の推進

- 学校開放週間の取り組みを進めてきた。
- 通学区域の弾力的な運営に関しては、一定の規則に沿って「学区外・区域外通学」を認めてきている。

子どもの悩み相談

- 各学校では悩みを抱える子どもや保護者に対して、職員が積極的に家庭訪問を実施する等して教育相談体制の充実に努めている。
- 多様な相談にいっそう対応できるよう、町でも子育て支援室を設置し、必要に応じて外部機関とも連携の上、巡回教育相談等を実施している。
- また、要望により現在3校に県のスクールカウンセラーが配置されている。

児童の健全育成活動

- 串本小・橋杭小及び串本西小児童を対象に、町内2か所において、ふれあいルーム(放課後子ども教室)を実施している。
- ドッジボール大会・ジュニアリーダー研修会・子ども劇団等鑑賞事業・クリスマス会等を通じて、児童の生きる力と健やかな成長に取り組んでいる。
- 平成23年度に古座児童館を廃止した。

課題

- 子育て支援室を活用し、保護者の悩みや要求を汲み、関係諸機関と連携しながら育児関連講座や家庭教育講座の計画的な実施を進める。

- 来校者が少ないため、開放の期間や方法を検討するとともに、周知の仕方が課題である。
- 通学区域の弾力的な運営については、学校の統廃合と絡めて検討が必要である。

- アンテナを高く掲げて子どもの様子等に気をくばり、人間尊重の精神を基盤とする指導を引き続き行う必要がある。
- 子どもを取り巻く状況が複雑で、いじめ等が見えにくくなっていることから、国・県とも連携し、総がかりで人権を重視する取り組みを推進する必要がある。

- ふれあいルームの活動内容の充実を図っていくとともに、未実施地域については、学校等と協議をしながら、新規開設を検討していく。
- 単位子ども会については、活動への参加が地域によって格差が感じられる。
- 平成25年度に実施したニーズ調査において、児童館の利用を求める声が多かったため、新たな施策に取り組む必要がある。





## 施策の方向性

## 仕事と子育てを両立させる社会づくり

### 評価

#### 保育サービスの充実

- 上野山保育園の新設及び串本保育所の分園実施により定員を増やした結果、平成 26 年度当初は待機児童ゼロが実現できた。
- 延長保育については、串本保育所及び上野山保育園で実施している。
- 一時預かりについては、平成 26 年度から上野山保育園で実施。
- 学童保育所については、平成 23 年度より潮岬地区に開設。平成 25 年度には、古座学童の定員を増加し、待機児童解消に努めた。

#### 仕事と子育ての両立の推進

- 労働時間短縮等の促進については、串本町が率先して取り組むことで町内事業者への普及啓発を図った。
- 町の育児休業制度の全面改定を行い、職場復帰後の号給調整や育児短時間勤務制度を導入する等、育児休業制度の定着促進に努めてきた。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて県が開催する講座・講演会の情報提供を行った。

### 課題

- 認定こども園の新設を目指し、更なる子ども・子育て支援の充実が求められる。
- 新制度への移行に伴い、保育の質の向上に向けて、保育士の資質及び専門性の向上が課題である。
- 学童保育所の量の拡充が求められる。また、質を確保する観点から、設備及び運営基準が定められるため、条例を改正し事業を行っていく必要がある。
- 昨今の厳しい経済状況も影響し、地域において十分な促進が図れたとは言い難い状況である。更なる啓発が課題である。
- 男性職員の育児休暇の推奨、また町内事業所の更なる育児休業制度の導入促進に向けての啓発が課題である。

## 施策の方向性

## 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### 評価

#### 子育て・生活環境の整備

- 地域住民の要望等について関係者と合意形成を図りながら予算立てを行い、毎年事業実施している。
- 国道 42 号の、一部改良工事が進められている。
- 南紀熊野ジオパーク構想が立ち上がり、地域資源の「保全」と「活用」を同時に考える取り組みが始まっている。
- 平成 26 年度に県立公園部分の国立公園化や、ほぼ全海域がその豊かさや希少性を生かすため「海域公園」の指定が予定されている。

#### 有害環境対策・防犯対策の推進

- 警察等との連携のもと、串本駅、古座駅にて高校生によるマナーアップキャンペーン等を実施している。
- 平成 25 年度は防犯協議会にて串本警察署古座幹部交番前の防犯カメラを設置する等、防犯体制の充実を図っている。

### 課題

- 地域住民の要望には、遊具の種類や公園の維持管理に関する事柄が多く寄せられており、利用者ニーズにあった公園の整備が課題である。
- 道路の老朽化が進んでおり、維持管理対策が必要となっている。
- ジオパーク構想について更なる周知が求められる。自然観察会等は広報紙や放送・チラシなどで周知し、串本町の自然景観についてより深い視点と保全意識を育めるよう努める。
- ここ数年のスマートフォンや SNS の爆発的な普及に学校や家庭の指導が追いつけず、携帯電話依存やネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺等のトラブルが発生する可能性がますます高まっている。

## 第4章 計画の基本的な方向性

---

### 1 計画の基本理念

# 地域の温もりで子が育つまち 串本

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。そのようななかで、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園等が子どもの視点に立ち、子ども達の権利が十分尊重される子育て社会をつくっていくことが求められています。

こうした状況への対応に向け、本計画では、これまで進めてきた串本町次世代育成支援行動計画から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ、幼保一体化の流れによる教育・保育の連携、父親と母親の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

こうした子育て支援の実現を通じて、子育てしやすいまちとなり、更には地域のつながりも育まれ、ひいては串本町の元気や活力につながっていきます。こうしたストーリーを描き、その実現に向けて上記を計画の基本理念として定めます。

## 2 計画の重点目標と基本目標

### **◆重点目標：子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり**

次代の担い手である地域の子ども達が豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、更に家庭を築き子どもを生き育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ちあうための学習の機会や場の整備を進めていきます。また、女性が働きやすい環境を整えるため、保育サービスの充実を目指します。

- (1)教育・保育の提供区域の設定
- (2)教育・保育の提供体制の確保
- (3)地域子ども・子育て支援事業の提供体制

### **◆基本目標1：地域で子ども・子育てを支援する環境づくり**

まちぐるみで子ども達を見守ることができる、子育て支援サービスを推進します。特に、地域における子育て支援ネットワークの充実を図り、子どもと親双方の育ちを支援していきます。

また、子どもを安心して生き育てることができるような安全なまちにするために、警察や保育所、幼稚園、学校等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

- 【施策1】子どもの健全育成活動の推進
- 【施策2】地域における子育て支援サービスの充実
- 【施策3】地域での子育て支援ネットワークの推進
- 【施策4】子育てを支援する生活環境の整備

## ◆基本目標 2：子どもの健やかな成長を支える環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、ひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している人など、すべての子育てをする人々に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、多様な子育て支援サービスを図っていきます。

【施策5】子どもや母親の健康の確保

【施策6】食育の推進

【施策7】親育ちの支援

【施策8】要支援家庭への対応等きめ細やかな取り組み

【施策9】信頼される学校づくりの推進

【施策10】子どもの豊かな心の育み支援

【施策11】子どもの安全及び防犯の確保

## ◆基本目標 3：子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。

更に、男性も子育てに参加することができるようにするため、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

【施策12】子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

【施策13】男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

### 3 計画の体系図

【基本理念】

## 地域の温もりで子が育つまち串本

【施策体系】

#### 重点施策 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

- (1) 教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育の提供体制の確保
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

#### 基本施策1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

- (1) 子どもの健全育成活動の推進
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域での子育て支援ネットワークの推進
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備

#### 基本施策2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- (5) 子どもや母親の健康の確保
- (6) 食育の推進
- (7) 親育ちの支援
- (8) 要支援家庭への対応等きめ細やかな取り組み
- (9) 信頼される学校づくりの推進
- (10) 子どもの豊かな心の育み支援
- (11) 子どもの安全及び防犯の確保

#### 基本施策3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

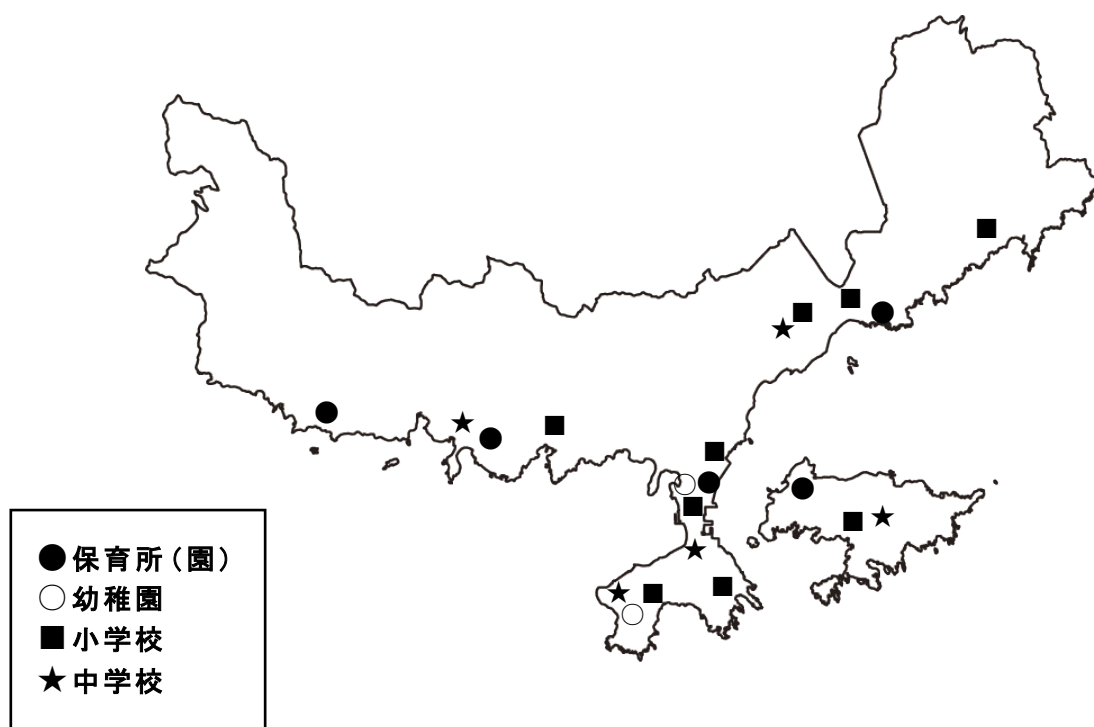
- (12) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実
- (13) 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

## 第5章 施策の展開

### 重点施策 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

#### (1) 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育事業の必要量について、町域全体で見込むのか、それとも少し細かな区域に分けて見込むのかは各市町村に委ねられています。国では、「地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動可能な区域」と定めています。そこで、串本町は、町の状況に即した1区域を圏域として設定します。



平成 26 年 4 月 1 日現在

## (2) 教育・保育の提供体制の確保

これまで小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育所に加え、両方の良さを併せ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。串本町においても、今後、高台に認定こども園の新設を検討していきます。

### ■教育・保育の量の見込み

(人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
保育所利用者	342	297	291	286	269	266
幼稚園利用者	98	113	108	108	98	100
合計	440	410	399	394	367	366

### ■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
①量の見込		113	167	130	108	160	131	108	158	128
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	130	170	130	130	170	130	130	170	130
	認可外保育	60	40	20	60	40	20	60	40	20
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
①量の見込		98	145	124	100	146	120
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	130	170	130	130	170	130
	認可外保育	60	40	20	60	40	20
	地域型保育	0	0	0	0	0	0

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

#### ①時間外保育事業

現在、町で実施している延長保育を継続実施するとともに、保育内容の充実を図ります。

また、認定こども園の新設を目指し、更なる子ども・子育て支援の充実に努めます。へき地保育所については、子どもの数の減少により園児の確保が難しくなっている現状があり、統合を含めた規模の適正化を検討します。

#### ■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	9	9	9	9	9
②確保の内容	9	9	9	9	9

#### ②放課後児童健全育成事業(学童保育事業)

共働き家庭等、昼間、家庭に保護者がいない児童が放課後を安心・安全に過ごせるとともに、児童の健全な育成が図られるよう、放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室と学童保育事業を一体的に、又は連携して実施）を検討します。併せて、空き教室等の活用を図り量の拡充ができるよう総合的な放課後対策に取り組みます。

#### ■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	低学年	98	101	90	94	89
	高学年	37	32	37	37	38
②確保の内容	低学年	90	90	90	94	89
	高学年	10	10	37	37	38



### ③子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類から構成されます。串本町は町外の4施設に委託しており、広域で提供体制を確保します。

#### ■子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	59	58	57	53	53
②確保の内容	59	58	57	53	53

### ④地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターは、民間委託により2か所で事業実施をしています。1か所については、平成22年度より「ひろば型」に移行し事業の拡大を図りました。また、町内の子育てサークルの組織強化に関する支援を行うため、平成23年度より同じく「ひろば型」として事業を開始しています。

今後、認定こども園の整備にあわせて、相談業務に対応できる公設公営の支援センターの設置を検討します。

#### ■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	450	453	441	429	416
②確保の内容	450	453	441	429	416

### ⑤一時預かり事業

在園児を対象とした預かり保育事業は、幼稚園において実施しています。未就園児の一時預かり事業は、子育て支援センター（あったカフェ）と上野山保育園で実施しています。

今後も、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

#### ■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人日)

			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
預かり保育	①量の見込	1号	514	490	487	445	440
		2号	7,905	7,543	7,491	6,846	6,923
	②確保の内容		8,419	8,033	7,978	7,291	7,363
一時預かり	①量の見込		582	586	571	554	537
	②確保の内容		582	586	571	554	537

### ⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、現在実施していません。今後、くしもと町立病院や医療機関・関係機関と連携・調整を図り、実施について検討します。

#### ■病児・病後児保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	185	181	178	168	166
②確保の内容	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センター事業については、現在実施していません。  
必要に応じて実施について検討します。

■ファミリー・サポート・センター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0

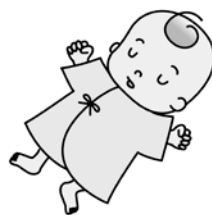
⑧妊婦健診事業

妊娠届にもとづき、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための妊婦健診事業を継続実施しています。  
引き続き、全妊婦が健診を受診するよう事業を推進します。

■妊婦健診事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	84	81	79	76	73
②確保の内容	84	81	79	76	73



### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、6割程度の実施率に留まっています。今後、全戸訪問を目指します。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	86	84	81	79	76
②確保の内容	86	84	81	79	76

### ⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、平成 24 年度以降増加傾向にあります。実施状況が少数であり、提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。

#### ■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	10	11	12	13	14
②確保の内容	10	11	12	13	14

### ⑪利用者支援事業

利用者支援事業については、今後、必要に応じて検討します。

#### ■利用者支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業はこの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

### ⑬多様な主体の参入促進事業

「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、家庭的保育等の連携施設のあっせん等を実施するものです。今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて事業の内容等を検討します。



## 基本施策1

## 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

### 【現状と課題】

多様化・複雑化した社会が加速するなか、子ども達はまちぐるみで見守っていかねばなりません。SNSやスマートフォンの普及から、携帯電話依存やネットいじめ等のトラブルも社会的課題として注目されています。人と人のつながりが希薄になっているため、ひとりで育児に悩んでいる人や、ひきこもりがち子どもが増えており、よりきめ細やかな支援をすることの重要性がますます高まっています。

また、子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちにするために、警察や保育所、幼稚園、学校等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりも課題となっています。

加えて、ニーズ調査からは遊具の種類や公園施設の少なさも指摘されています。そこで、以下の個別施策の実現を目指します。

### 【施策1】子どもの健全育成活動の推進

#### ①相談体制の充実

子育て支援室を中心として、保護者、園・学校からの相談窓口として各関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。「教育相談窓口の場(子ども、保護者、教職員)」「交流の場(“遊びの広場”)」「研修の場(教員のための研修、保護者のための研修)」「つなぐ場(子育て支援に関わる関係機関をつなぐ)」の4つの場を大切に、それぞれの機能の充実と発展に努めます。

#### ②児童館の有効活用

児童健全育成活動の拠点施設として、子どもや地域のニーズにあった児童館の利用方法を検討し、更なる事業展開を図ります。また、自然観察など年間を通じて継続する勉強会・学習会を実施し、利用の通年化を図るとともに、成長段階に応じた児童健全育成講座等を開催します。また、保育施設の高台移転に伴い、子育て支援センターに児童館に代わる機能をもったスペースの新設を検討します。

### ③子どもの居場所づくり

児童の放課後の居場所づくりとして、子どもと大人がふれあう「地域ふれあいネットワーク」事業の充実を図ります。そのため、地域関係団体と連携し、学校を活用した居場所づくりを行うとともに、青少年の健全育成に努めます。また、「放課後子ども総合プラン」の一環として、町内に2か所ある「ふれあいルーム（放課後子ども教室）」の活動内容の充実を図ります。

### ④子ども会活動の推進

子ども会関係者の研修会等を実施し、関係者の資質向上に取り組んでいきます。また、児童対象の事業内容の充実を図り、串本町の将来を担う感性豊かな子どもの健全育成に努めます。単位子ども会については、近隣の子ども会との連携促進を図ります。

### ⑤通学合宿の実施

地域の大人の協力を得ながら、子ども達が地域の公民館等で一定期間寝泊まりしながら学校に通う通学合宿の充実を図るとともに、実施機会の拡大に努め、子どもと地域住民とのふれあいを通じて子どもの社会性を育む環境づくりの拡充に努めます。今後、実施地域を増やしていくため、拠点となる施設の確保と地域による自主的实施体制の構築を目指します。

### ⑥世代間交流の推進

子ども達が体験から得る協調性、思いやりの心を育めるように、公民館をはじめとする身近な場所で、高齢者等の異世代とふれあう機会の提供や、地域の行事等に参加できる取り組みを推進します。具体的には、町内全小・中学校にコーディネーターを配置して、学校・家庭・地域の3者が連携・協力して活動する「地域共育コミュニティ」事業を推進します。

### ⑦郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

古くから海上交通の要衝、漁業のまちとしてにぎわいのあった串本町は、多くの歴史的に価値ある文化財や史跡、素朴で伝統のあるお祭りがあります。まちに誇りを持ち、次の世代に串本の素晴らしさを伝承していくために、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。

## ⑧スポーツ・レクリエーション活動の推進

指導者育成を図りながら、串本町に即した多様なスポーツクラブ・レクリエーション活動の促進を図ります。具体的には、町民大運動会・歩こう会・各種スポーツ大会等を実施し、住民のニーズに沿った学習機会を提供するとともに地域のスポーツ活動の推進を図ります。

## ⑨児童による地域活動の促進

青少年が集団生活や体験活動を通して、社会規範や連帯意識を身につけることができる事業の充実を図ります。また、各地域に地域共育コミュニティコーディネーターを配置し、各子ども会の活動内容の充実を図ります。

地域ぐるみで子どもを育てる体制を確立し、地域の教育力向上を高め、児童と地域の大人が共に学びあえる環境づくりに取り組みます。

## ⑩学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支えるとともに、人と人とのつながりを築くという共育コミュニティの取り組みを推進します。

## 【施策2】地域における子育て支援サービスの充実

### ①相談機能の充実

出産や育児不安、子どもの成長、発達、行動、しつけ等、養育上の様々な問題、心配ごとについての相談に対して、きめ細やかな対応ができるよう、相談体制を充実させていきます。主に、子育て支援センターと子育て支援室「りぼん」を中心に、地域に密着した相談支援の実現を目指します。

### ②子育て情報の充実

子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成、インターネット等へのタイムリーな情報掲載等、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、子育ての負担、不安の軽減を図ります。



### ③地域における子育て支援意識の向上

みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向け、住民や地域の意識を高める啓発活動を推進します。子育て家庭のみならず、単身者や子どものいない家庭も含め、全町民がそれぞれの立場で子育て支援を考え、地域ぐるみで支え合う意識や気運づくりに向けた啓発活動を実施します。

### ④主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実

健やかに子どもを生み育てる環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するために、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。

## 【施策3】地域での子育て支援ネットワークの推進

### ①子育てサークル活動への支援

子育てへの悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークルを育成し、活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図ります。

### ②子育てボランティアの育成

地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境の整備に努めます。また、関係団体等と連携し、情報発信や環境づくりを推進します。

### ③託児ボランティアの育成・確保

子育て中の保護者が各種学習活動やイベント・行事等へ参加する際に、保護者に代わって子どもを保育するボランティアの育成・確保に努めます。また、啓発活動を充実させ、地域住民の協力を得ることができる環境づくりを推進します。

## **【施策 4】子育てを支援する生活環境の整備**

### **①遊び場の確保・整備**

社会状況や住民のニーズにあわせて、既存公園施設の機能の充実を図り、子ども達が安心して遊べる公園整備に努めます。

また、小学校のグラウンド等、既存施設をより利用しやすくするため、管理・運営について検討します。

### **②遊び場の情報提供**

既存施設のより一層の活用を図るため、公園等利用可能な施設の位置や内容等、遊び場の情報をその他の育児情報とともに提供します。また、関係団体等への情報周知を行い、全町民への情報提供が行われるよう、連携体制の強化を図ります。

### **③安全な道路交通環境の整備**

子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を目指します。幅員の狭い道路の拡幅や歩道の整備については地域住民との合意形成を図りながら、なるべく身近な生活道路の整備から優先的に実施を検討します。また、引き続き、国道 42 号についても整備を要望していきます。

### **④公共施設におけるバリアフリー化の推進**

公共施設等の建設にあたっては、県の条例に沿うよう事前に協議した上で進めていきます。既存施設については、住民の要望を把握しつつ計画的にバリアフリー化を図ります。特に公共施設のトイレについては、子育て世帯にやさしいトイレ整備を推進します。

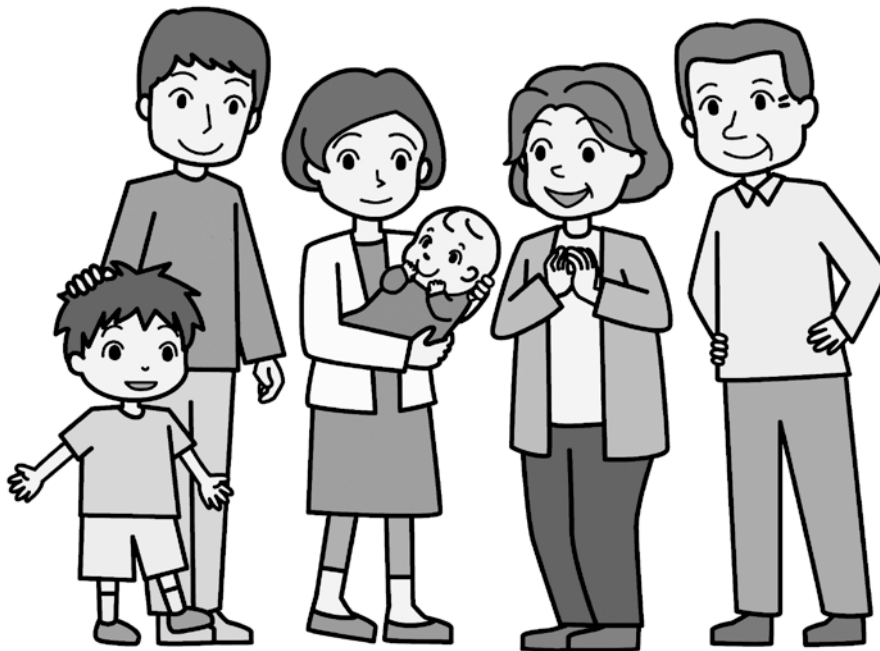
### **⑤美しい自然景観保存の推進**

南紀熊野ジオパーク構想が立ち上がり、地域資源の「保全」と「活用」を同時に考える取り組みが始まっています。ジオパーク構想についての講義を学校で行うなど、子ども達のまちへの愛着と自然保存及び地域資源の活用・持続可能な発展への意識を育み、次代の子ども達へ引き継いでいきます。

## ⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報発生 の未然防止及び発生時の適切な対応についての教育を、子どもだけでなく保護者を巻き込んで実施します。

警察署による出前授業に加え、官民が連携して行っている啓発講座（e-ネットキャラバン他）等が学校現場や地域において、親子参加のもとで効果的に活用されるよう推進に努めます。



## 基本施策2

## 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

### 【現状と課題】

結婚・妊娠・出産・育児まで、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が課題となっています。子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援が必要です。

また、ひとり親家庭、虐待にあった子どもや特別な支援の必要な子どもを養育している人など、あらゆる子育て家庭への、物的・人的資源や情報資源による支援が重要となっています。そこで、以下の施策の実現を目指します。

### 【施策5】子どもや母親の健康の確保

#### ①乳幼児健康診査・歯科検診の推進

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児一般健康診査や歯科検診等、各成長段階・特性にあわせた有効な健康診査を行います。そして健康診査時に、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況を把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。未受診者については、家庭訪問や園訪問を通して子どもとの面接の実施に努めます。

#### ②母親学級・講習等の保健情報の普及

保護者が出産、育児に必要な情報を得るために、マタニティ教室、子育て講演会等の各種講座や講演会を通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談等の実施により、ニーズに応じたきめ細やかな情報提供と有効な実践活動の普及・啓発を図ります。

### ③疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り、予防接種率の向上を目指します。

また、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォロー等により、疾病及び発育・発達上または養育上の問題の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により、早期対応を促進します。

### ④不慮の事故防止対策の推進

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診等の場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関とも連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に努めます。

### ⑤ブックスタートの実施

乳児のことばと心を育むためには、あたたかな温もりのなかで優しく語りあう時間が大切です。「絵本」を介して、肌の温もりを感じながらことばと心を通わせるブックスタート事業を継続実施します。

### ⑥絵本の読み聞かせ活動の充実

本に親しみ、感情表現豊かな子どもが育つ環境づくりを目指し、3歳以上の子どもを対象とした絵本の読み聞かせ活動の充実に努めます。また、読み聞かせ会の周知方法を検討し、関係機関との連携によって、より多くの子どもが絵本とふれあえるよう努めます。

## **【施策6】食育の推進**

### **①食生活に関する啓発の推進**

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着することは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、乳幼児期は各健診時や離乳食教室で、妊産婦については母親教室で栄養士による指導を継続実施します。また、保育所の給食だよりなどにおいて食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。

### **②「食」への関心の醸成**

欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、給食や家庭科、総合的な学習の時間などの教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。平成27年度中に、すべての小・中学校で学校給食を実施する予定で、給食センターと連携した「食育指導」の充実を図ります。

## **【施策7】親育ちの支援**

### **①次代の親の育成**

保育所や幼稚園での中学生と乳幼児のふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みを進めます。

### **②ひとり親家庭等の自立支援の推進**

ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるように、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より一層の情報提供に努めます。

### **③家庭支援の推進**

若年妊娠や、精神疾患を持ちながら子育てされている方、子育てをする環境に乏しい家庭への支援等、家庭の支援が必要な方への支援を推進します。

#### ④各種手当・助成の継続

現在、実施している児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費助成事業を継続実施します。

また、「ひとり親家庭医療費入院時食事療養費助成事業」及び「乳幼児医療費入院時食事療養費助成事業」は非課税世帯に該当した場合を対象とし、支給額の2分の1を助成します。「父子家庭を対象とした児童扶養手当」及び「小学6年生を対象とした歯科治療に係る医療費の無料化」も継続実施します。

### 【施策8】要支援家庭への対応等きめ細やかな取り組み

#### ①児童虐待防止ネットワークの推進

虐待の防止については、虐待の早期発見・早期解決が重要です。福祉、教育、保健、医療、警察等で形成される児童虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、虐待防止マニュアルの配布や、要保護児童対策の啓発等を通じて児童虐待防止を推進します。

また、虐待の事案に関しては、要保護児童地域対策推進協議会を中心として、関係機関の密なる連携のもと、速やかな対応に努めます。

#### ②児童虐待等に関する啓発

児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するように、啓発活動を推進します。

#### ③障がいを持つ子どもへの支援の推進

心身に障がいのある子どもの健全な発達を促すため、早期療育体制の充実に努め、十分な保育や教育が受けることができるよう、関係機関の連携を強化します。

また、発達に支援の必要な子どもや家庭に対して、個人面談を通して親子教室や相談事業に繋げる体制を整えます。必要がある場合は、通園の療育施設へと繋げ、保育所・幼稚園への情報提供を行いながら、関連職種で子どもの全体像を捉え、家庭をフォローできる体制づくりを推進します。なかでも保護者が育てにくいと感じている子どもへのフォローや、家庭環境・親子関係にフォローがいる家庭への支援、発達に関して少しゆっくりの子どもの支援を強化します。

#### ④特別支援教育に関する研修の充実

教職員や保育士等が、特別な支援が必要な子どもに対する正しい知識と理解を持つために、研修の充実を図っていきます。

### 【施策9】信頼される学校づくりの推進

#### ①地域と共にある学校づくりの推進

地域共育コミュニティ等の取り組みを通し、保育所や幼稚園、小・中学校と保護者、地域の方々がともに「子ども・教育」をテーマに意見交換をし、ともに学ぶ機会を設けます。また、子育て支援室・広報等を通して学習機会や子育てに関する情報を提供します。

引き続き、学校評議員を委嘱し、学校が家庭・地域と連携協力しながら特色のある教育活動を展開するために、校長の求めに応じて学校運営についての意見を述べる制度を実施します。また、保護者や地域住民の参画を得た学校運営の改善を図り、社会総がかりで子どもを育む「地域と共にある学校づくり」を推進します。

#### ②学校施設の開放

各小・中学校の体育施設を開放し、子どもが心身ともに健康に過ごせる環境を整え、地域のスポーツ振興、住民の交流の場となるよう、利用促進を図ります。また、参加者の固定化を抑制するため、多様な活用方法を検討します。

#### ③学校の安全管理に関する取り組みの推進

学校で発生する可能性のある犯罪等の不測の事態に対応し、児童生徒を、その危険から守るため、幼稚園、小・中学校で作成されている安全管理マニュアルにもとづき、安全管理に関する取り組みを実施します。安全管理マニュアルについては、実効性のあるものとなるよう定期的に見直しを行います。

また、特に防災に関わる内容については、避難訓練の実施の仕方、避難場所の点検、避難所運営等、近い将来発生が予想されている「東海・東南海・南海地震」に備えたものとなるよう検討します。



#### ④保・幼・小連携の推進

認定子ども園の設置に向け、教育内容や指導法、園運営や勤務の仕方等について研修、協議を重ね、保・幼・小連携について共通理解を図ります。また、情報交流や研修の機会を拡大するとともに、職員間の人事交流を推進します。保育所や幼稚園、小・中学校とも連携しながら、教育内容の充実を図ります。

次代を担う子ども達の育成のため、知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」を育み、子育てと教育の一体的支援を推進します。

#### ⑤特別な支援が必要な子ども達への支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援していきます。また、系統的な指導を行う上では保育所や幼稚園、小・中学校の連携は不可欠であり、情報交換の場とともに学ぶ場を増やします。

#### ⑥学校給食について

現在、学校給食が未実施の地域について、全町的に実施できるように推進していきます。西の岡に給食センターを設置し、全小・中学校を対象とした実施を検討します。

### 【施策 10】子どもの豊かな心の育み支援

#### ①家庭・地域と学校との連携

児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるように、関係機関や地域関係者及び家庭相談室等との連携を強化します。

#### ②子どもの悩み相談体制の充実

いじめや不登校等に悩みを抱える子どもや保護者に対し、担任の家庭訪問や専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラー等による相談活動等を充実させていきます。外部機関との連携を促進し、教育相談の一層の充実を図るとともに、教育相談に関わる研修を実施して役立つ情報や知識、技術を学べる場を広く提供します。

### ③人権を重視した教育の推進

一人ひとりの子ども達の人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度がとれる教育・指導を推進します。各学校において、いじめ防止基本方針及び人権教育全体計画、年間指導計画を適宜見直すとともに、いじめ等の人権侵害は絶対に許さないという学校の姿勢を機会ある毎に打ち出すよう努めます。

### ④思春期保健・教育対策の充実

性に関すること、生命の尊さに関すること等についての学習の機会を充実し、正しい知識の普及啓発を図ります。また、十代の自殺等の思春期の課題の重要性を認識した教育対策を実施します。

### ⑤喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。

## 【施策 11】子どもの安全及び防犯の確保

### ①交通安全教育の推進

交通安全教育は命に関わる教育であり、学んだ知識とともに実践力を身につけることが重要となります。そのため、学校教育においては、計画的な教育課程で実施するとともに、組織的な指導の充実に向けて検討を進めます。更に、交通安全教室や自転車の乗り方等、関係機関が連携して交通マナーの徹底を図ります。

チャイルドシートについては、購入費助成制度の周知により、着用の徹底を図ります。

### ②防犯体制の充実

地域の見守り活動等を支援するとともに、警察等関係機関と連携し、防犯啓発・防犯教室等を実施します。また、今後も段階的に防犯カメラ等の設置を検討し、更なる防犯体制の充実を図ります。

### ③ 犯罪を防止するまちづくり

夜間の安全性を高める防犯灯の設置や、公園等における死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進します。地区の管理している防犯灯に対しては、町が設置・修繕費及び電気料金の2分の1を補助します。

### ④ 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪等の被害にあった子どもに対しては、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング等の場や機会を増やしていきます。また、子どもの成長過程において大きな影響を与えることは、犯罪等の被害にあうだけでなく、身近な人の死（保護者、祖父母、ペット等）や保護者の離婚等、日常生活のなかにも存在しているため、これらの状況も含めて、危機的な状況に対応できる体制づくりを検討していきます。

引き続き、児童相談所や専門家等が連携を強化し、カウンセリングの充実に努めます。また、重大な案件への対応のため、一元的に管理する部署の創設を検討します。



## **基本施策3** 子育てと仕事を両立できる環境づくり

### **【現状と課題】**

男女共同参画社会が進むなか、父母ともに仕事と家庭の両立が大きな課題となっています。また、少子高齢化が深刻化しているため、町民の結婚や出産についての希望を満たすことも重要です。そのためにも、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指さなければなりません。

男性が子育てに参加することも重要です。そこで、企業側も子育て家庭に配慮した取り組みを促進しなければなりません。男性が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていくという意識を高める必要があります。

### **【施策12】子育てと仕事が両立できる就労環境の充実**

#### **①労働時間短縮等の促進**

仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。国及び関係機関の動向を見極め、労働時間短縮等の促進については、町が率先して取り組み、町の取り組みをモデルケースとして、町内事業者に対し、労働時間短縮の促進の普及啓発に努めます。

#### **②結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進**

町民の結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を検討します。それぞれのライフステージや地域の実情に応じ、実効性の高い支援策を検討します。

#### **③育児休業制度の定着促進**

育児休業制度の定着促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めます。国及び関係機関の動向を見極め、今後も制度の定着・活用を推進していくとともに、男性にも取得しやすい制度の拡充を推進します。

## **【施策 13】 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現**

### **①ワーク・ライフ・バランスの推進**

男女がともに、家庭や地域生活等において多様な生き方を選択することが可能となり、生きがいと充実感のある生活を送ることができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。また、仕事と生活の調和の実現の視点から、子育てしやすいまちづくりを推進します。

### **②男女共同参画意識の向上**

男女共同参画社会の実現に向け、今後も情報提供を行うとともに、講座の開催など男女共同参画の理解をより深めるための取り組みを行っていきます。また、家庭における男女共同参画を促進するために、男女共生モデル事業等を通じて、一層の啓発活動に努めます。

### **③男女共同参画に関する教育の充実**

教科指導や特別活動等の学校教育活動において、男女共同参画の視点を取り入れたカリキュラムづくりを推進します。また、教職員の性別役割分担意識をなくす啓発活動を進めます。

### **④父親の子育て参加の促進**

父親対象の育児教室や家庭教育学級の開催など、行政や子育てサークル等が一体となって男性の育児参加の意識を高めていく事業を実施します。そして、子育て参加や社会参加を行う際には、なるべくスムーズな参加が図られるように、研修会の開催時刻や研修内容を工夫する配慮をしていきます。

## 第6章 推進体制

---

本計画は、子ども自身、親の子育て、子育て支援サービス、周囲の環境、社会的制度等、子どもを取り巻くすべての事柄を、多岐にわたって見直し、改善していこうとするものです。そのため、それぞれが各役割を担うとともに、連携・協働を図りながら取り組むことが必要です。

そして、定期的に計画の進捗状況を把握し、その結果を住民に公表するとともに、住民の視点に立った点検・評価を行い、その結果を毎年度の事業等に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の確立が重要になります。

よって、推進体制を以下のように整備し、計画の実行に努めます。

### 1 家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力しあい親子のふれあいや家族の絆を深めます。

### 2 保育所、幼稚園、学校等

保育所や幼稚園、学校は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子ども達が社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割を果たします。

### 3 地域

地域における子育ての推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の主な各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の強化を図ります。

## 4 企業

共働きの家庭が増加するなか、仕事と家庭生活が両立できるように保育所や学童保育の充実とともに、就労に関する環境条件を整備することが求められています。

企業においても、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、子育てしやすい就労環境の構築に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

## 5 行政

本計画の実現を目指し、これまでに掲げた子育て支援策を積極的に推進するとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広く広報啓発を行います。そして計画の進捗状況やその評価を公表します。また、社会情勢の変化に対応し、常に効果的な子育て支援を行うために必要に応じて計画の見直しを行います。

行政は、ここにあげた各主体の核となり、本計画を全庁的な取り組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化します。

## 6 国・県との連携

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、町においては関係各課が連携し、子育て支援対策を推進するものとします。

# 資料編

---

## 1 串本町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、串本町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長及び教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例の一部改正)

2 串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成17年串本町条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## 2 串本町子ども・子育て会議委員名簿

平成 25 年度

No.	役 職 名	氏 名
1	串本町副町長	清野 武志
2	串本町教育長	野呂 正人
3	串本町小中学校校長会会長	和田 範雄
4	串本町主任児童委員	前芝 英子
5	串本町幼児教育研究会会長	濱口 芳美
6	串本町幼児教育研究会副会長	矢野 久美
7	社会福祉法人上野山保育園長	前田 紀代子
8	串本子育て支援センター（あったカフェ）	岩崎 ひろみ
9	串本学童保育所運営委員会代表	山本 健司
10	串本町PTA連絡協議会会長	名田 倍也
11	幼稚園育友会長	丹野 順司
12	保育所保護者会長	中村 知之

（敬称略・順不同）

平成 26 年度

No.	役 職 名	氏 名
1	串本町副町長	清野 武志
2	串本町教育長	野呂 正人
3	串本町小中学校校長会会長	川口 文生
4	串本町主任児童委員	前芝 英子
5	串本町幼児教育研究会会長	矢野 久美
6	串本町幼児教育研究会副会長	南 君子
7	社会福祉法人上野山保育園長	前田 紀代子
8	串本子育て支援センター（あったカフェ）	岩崎 ひろみ
9	串本学童保育所運営委員会代表	山本 健司
10	串本町PTA連絡協議会会長	尾崎 仁一
11	幼稚園育友会長	小川 圭
12	保育所保護者会長	中村 知之

（敬称略・順不同）

---

## 串本町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：和歌山県串本町

編 集：福祉課

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地

TEL：0735-62-0562（直通）

FAX：0735-62-4977（代表）

---